精密工学会ものづくり賞規程

第1章　総　則

第1条　本会に「精密工学会ものづくり賞」（以下「本賞」という）を設ける．

第2条　本賞は精密工学の分野で，社会的価値の高い製品や技術を開発した中小・中堅企業等に対し，その精進と努力に報いるとともに，更なる発展を支援することを目的として贈賞する．

第3条　贈賞の対象となる業績は以下の通りとする．

1）高い評価を受けている，あるいは期待できる製品や技術等
2）優れた開発力・改善力や製法の斬新さ等が認められる製品
3）ものづくりの基盤を維持・発展させる高い技術・技能や人材育成等が認められる製品
4）その他

第4条　受賞の資格は以下の通りとする．

1）従業員数が概ね1000名以下の中小･中堅企業等であり，第3条の業績をあげた賛助会員とする．ただし，募集段階では，非会員も可とする．
2）1000名を越える企業等の受賞資格は，審査委員会の審議事項とする．
3）本賞は，同一年度に，本会のその他の賞と重複して贈賞しない．

第5条　贈賞件数は，理事会または執行委員会が毎年3月末日までに決定する．

2. 本賞受賞候補の中から「最優秀賞」，「優秀賞」を選出する．
3. 最優秀賞，優秀賞の選出方法は，本賞推薦・審査要領による．

第6条　本賞の候補は，その属する地区の推薦母体から推薦された企業等を主とする．公募は行わない．

2. 推薦母体は，各地区の支部，関東地区は本部推薦委員会とする．
3. 推薦方法は，本賞推薦・審査要領による．
4. 本賞候補企業等に所属する研究者・技術者が，同じ業績をもって精密工学会技術賞に重複して応募することを認める．
5. 各推薦母体は，所定の様式により推薦書類を提出するものとする．なお，推薦書類の提出期限は，毎年6月末日とする．

第2章　審査委員会

第7条　本会に精密工学会ものづくり賞審査委員会（以下「審査委員会」という）を置く．

第8条　審査委員会委員長（以下「委員長」という）は，理事会または執行委員会の議決により，会長が指名する．

第9条　審査委員会委員の選出は，本賞推薦・審査要領による．

第10条　審査委員の任期は当該年度の審査が終了するまでとする．

第11条　審査委員会の定足数は，委員長，幹事を含む審査委員総数の3分の2とし，審査委員の過半数の同意をもって議決する．

2. 賛否同数の場合は委員長が決定する．

第12条　審査手続きは，本賞推薦・審査要領による．

第13条　委員長は，毎年秋季大会前の理事会または執行委員会に審査結果を報告する．

第14条　本賞規程あるいは本賞推薦・審査要領に定めのない事項については，審査委員会，理事会または執行委員会の議論により決定するものとする．

第3章　受賞企業等の決定

第15条　理事会または執行委員会は，審査委員会の報告を受け，受賞企業等を決定する．

第4章　表　彰

第16条　贈賞は，毎年精密工学会秋季大会において行うことを原則とする．

第17条　賞は賞状および賞牌とする．

第18条　贈賞主は，本会会長および賛助会員の会会長の連名とする．

附　則

2021年12月17日　業務執行委員会にて承認　（第6条5項　応募書類提出方法の変更）

以上